

## 議会運営委員会

日 時 令和7年3月25日（火）  
本会議休憩中  
場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨 捶

3 議 題

修正動議の取扱いについて ..... 資料1

4 閉 会



## 令和7年2月島田市議会定例会における修正動議の取扱い（流れ）

最終日（第36日） 令和7年3月25日（火） 午前9時30分 開議

開議の宣告



(中略)



○ 議案第18号を議題

委員長報告に対する質疑



——↓↓ 修 正 動 議 ↓↓——



議案第18号に対する修正動議（修正案を議長に提出）



修正動議の成立確認宣言



【休憩】



### ◎ 議会運営委員会の開催（第1委員会室）

・修正動議の取扱いについて

↓  
《再開》



修正案（写）の配付（サイドブックスに配架）



議案第18号に対する修正案の提案理由の説明（山本議員）



【休憩】・・・議案第18号の修正案に対する質疑通告受付



《再開》



議案第18号の修正案に対する質疑

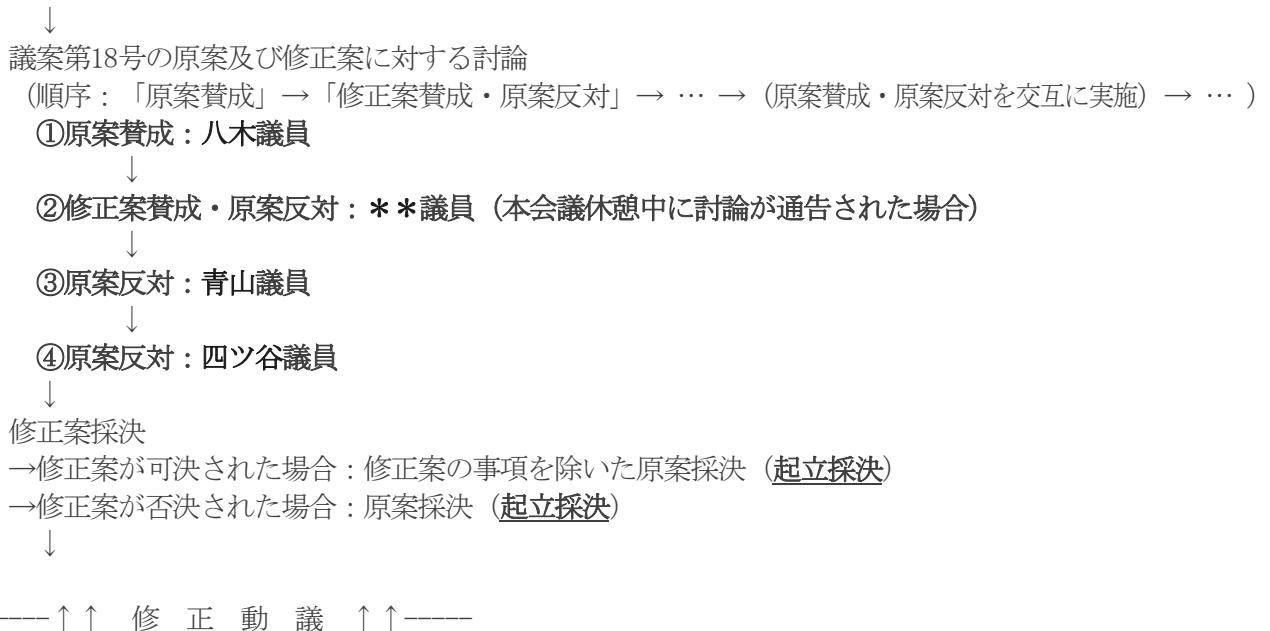


【休憩】・・・議案第18号の修正案に対する討論通告受付



《再開》





↓

(以下省略)

○地方自治法（抜粋）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第一百十五条の三 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならない。

（昭三一法一四七・追加、平一一法八七・一部改正、平二四法七二・旧第百十五条の二繰下）

---

○島田市議会会議規則（抜粋）

平成17年6月16日

議会規則第1号

（修正の動議）

第16条 修正の動議は、その案を備え、理由を付け、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては、賛成者2人以上が連署し、議長に提出しなければならない。

（平24議会規則2・一部改正）

